



平成18年4月10日

各 位

会 社 名 株式会社カッシーナ・イクスシー
代表者名 代表取締役社長 月岡和夫
(JASDAQ・コード番号：2777)
問合せ先
役職・氏名 取締役執行役員管理本部長 小林要介
電 話 03-5725-4171

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成17年8月2日および平成18年1月14日付で提起を受けておりました訴訟につき、平成18年4月6日にミラノ地方裁判所（合議）にて、当社勝訴の判決を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容等

(1) 訴訟を提起した者

①社名 Nuro S.p.A.

所在地 Via Tommaso Grossi 2, Milano, Italy

代表者 Umberto Cassina

②社名 FAC DEVELOPMENT SARL

所在地 91 Rue de Lille, 75007 Paris, France

代表者 Michele Drouy

③社名 FIMALAC SA

所在地 91 Rue de Lille, 75007 Paris, France

代表者 Veronique Morali

(2) 訴訟の内容

訴訟の原告であるイタリア国法人Nuro S.p.A. (以下Nuro)とフランス国法人FAC DEVELOPMENT SARL (以下FAC) は、イタリア国法人であるCassina S.p.A. (以下Cassina) の株式を保有していた者であります。同じく原告であるフランス国法人FIMALAC SA (以下FIMALAC) は、FACの株式の100%を保有している持株会社であり、パリ証券取引所に株式を公開しております。NuroおよびFACは、Cassina株式の全部をイタリア国Poltrona

n a F r a u S . p . A . (以下F r a u) に譲渡する契約を締結し、当社はその後平成 18 年 6 月に F r a u との間で株式総数の 20% を取得する契約を締結しました。

C a s s i n a の株式売買交渉の過程では、一時期当社を主要なメンバーとする日本のグループ (以下当社グループ) が C a s s i n a の全株式を買収する意図をもって交渉を行っていましたが、諸々の理由から、当社グループを主体とする株式の買収を断念しました。その後当社は、F r a u が主体となって買収した後、当社が株の一部を取得することを内容とする基本合意に至りました。N u r o、F A C および F I M A L A C は、有力な売却先の候補と考えていた F r a u と当社が正当な理由なしに交渉を放棄したこと、ならびにそのことの通知を怠ったことなどから、不利な交渉を強いられ不当に廉価な金額での株式売却を余儀なくされたとして、当社グループを含む株式売買の交渉相手から暫定的に提示されていた金額と最終売買金額との差額および交渉に要した弁護士費用などの損害を被ったとして、当社などを相手取って損害賠償訴訟を提起したものであります。

(3) 損害賠償請求金額 (合計)

41,057,261.70 ユーロ (約 59.07 億円)

(平成 18 年 4 月 7 日現在 みずほコーポレート銀行公示 TTM 1 ユーロ=143.88 円)

2. 判決の内容等

(1) 判決があった裁判所及び年月日

イタリア国ミラノ地方裁判所 平成 18 年 4 月 6 日

(2) 判決

①原告の請求を棄却する。

②原告は、被告 (当社など) に裁判費用として約 100,000 ユーロ (約 14 百万円) を支払え。

3. 当社の見解と今後の見通し

本判決は、当社が誠実に交渉を進めており、原告らによる請求にはいずれも理由がないとする当社の主張を全面的に認めたものであります。

ただし、原告には法律に基づき一定期間内に上級裁判所に対し控訴する権利が残されているため、現時点で本訴訟が確定的に解決したものではありません。

なお、当期の業績予想に変更はありません。

以 上